

卷頭言

学 校 長 田 浦 武 雄

この研究紀要も、号を重ねて第17集となった。私は昭和46年4月から任期2年の校長となってから、附属学校に、今まで以上に創造的な研究・教育がたかまることを、念願としてきた。本号には、附属学校各教官の共同研究や個人研究の成果が収められている。もちろん、研究分野によっては、その中間報告であるものもあり、また研究していても、まだ発表の段階にいたらないものもあるので、本紀要のみをもって附属学校の研究の全体像として評価できない面もあるが、研究の動向を示したものといえる。

本年度も、中等教育の改善のための研究にとりくんでいることは、在来と変化はないが、研究の重点としてとりくんでいるものには、つきの3つがある。それは、①新教育課程の問題、②生徒指導の問題③教育工学の問題である。附属学校の性格や役割に関連して、校長としての私は、教育学部と附属学校との考え方との調整に努めている。これは全国的な国立大学附属学校をめぐる共通の課題であるともいえる。一般的にいって、学部から何かのプロジェクトを示すと、その示しかたによっては、附属の方では、おしつけと感ずる傾向もあり、そのようなムードでは、研究上の成果はあがりにくいくことは確実である。またもし学部の研究・教育上の計画と、附属での計画が全くかみあわないで、附属の研究・教育が独走すると、学部教官の協力を十分に得られないことになる。以下、順をおって、研究上の3つの問題点についてふれたい。

(1)新教育課程の検討 昭和47年度から、中学校の教育課程が、さらに昭和48年度から、高等学校の教育課程が、それぞれ改訂されるのに備えて、中学校および高等学校の教育課程の検討がとくに必要となった。とともに、中学校・高等学校が併設されている本校としては、中学校と高等学校との教育課程上の関連づけには、以前から検討をすすめてきた。

「知識の構造化」や「教材の精選」という考え方からは、J・S・ブルナー（ハーバード大学教授）らの教授・学習理論に触発され、日本の教育内容・方法の専門のかなりの学者によても強調されている。しかし問題は精選する場合の価値基準であり、それが、学問・教育の論理にかなっているかどうかである。日本の「学習指導要領」は、アメリカのそれに比べて、総花式で詳細にすぎることは、私の友人のアメリカの学者たちも共通に指摘したところであり、教師の創造性を妨げるおそれがある。しかしいずれにしても青少年

の創造的な学力を育成するために、教育課程をいかに改善するかは、今日の急務であるので、附属学校も積極的にとりくむ必要がある。「記憶の教授学から、思考の教授学へ」の転換の必要が、ポーランドのオコン教授によって1960年に印象的に主張されて以来、この方向は、教育方法学者の共通の認識となってきた。情報化社会に対処して、記憶中心の学力や、知識のストックとしての学力の概念をのりこえて、新しい学力観を必要としてきた。その理由は種々あるが、とくに情報量の増大に対して記憶の限界があることや、学問分野によって差異はあるが、知識の耐用年数が、在来とちがって短くなってきたためである。新しい学力は、既成の知識をバネにしたり、自在に組み合わせて、未知をきりひらけるような柔軟性と発展性のある学力である。これから時代の必要とする学力や能力は、すでに学びとったものだけではなく、学ぶ能力、学習のしかたの学習力、仕事についてのアイデアを新しい課題に応用する能力である必要がある。もちろんこれらの新しい学力観でも、記憶力や知識のストックを軽視するものではないことはいうまでもないが、それらだけに頼ってはならないことが、強調されねばならない。

(2)生徒指導の問題 今日教育の現場は、大人の社会の退廃的な侧面の影響をもうけて、倫理上の多くの問題に直面している。いわゆる青少年非行を社会の責任のみに転嫁することはできないし、青少年自身の個々の素質やものの考え方によっておこる場合が多い。本校でも、教育の場として免れない種々のドロドロした問題にぶつかることがある。これらの問題に対処して、価値観の問題、新しい倫理とは何か等の問題と関連して、研究すべき多くの課題に直面している。

(3)教育工学の問題 教育工学は、教育機器を活用して、教育の効果をあげようとする考え方から、教育界でもさかんになってきた。たしかに、OHP、テープ・レコーダー、テレビジョンなどの機器によって、教育効果をあげうる面もあるが、その用い方によっては、マイナスの面もでてくる。すなわち、教育機器によって、具体的情報を、多様に提示していくことができ、教師の言葉による説明や限られた教具によるものよりも効果をあげられる面がある。しかし他面、教育機器による情報の提示は、学習者を受け手の位置においこみがちである。したがって、どのような教材の場合に、教育機器が有効か、教育過程の最適化の流

れの中でどこに位置づけたらよいか、拡散的思考や集約的思考など思考の訓練の場合に、どの点で役立つかなど、未解決の問題にとりくまなければならない。

本年度は以上の3つの問題の他、従来のように、各教科の研究、研究部をはじめとする各部の研究がおこなわれているが、教官の個別的研究も奨励されている。

最後に、教育とは何かにすこしふれてみたい。教育は、文化・社会の動態と、人間の個体としての成長・発達との接点で、文化と人間との未来を創出するのを助けるいとなみである。未来を創造するには、過去の文化の欠陥を克服し、その長所を発展させるだけでなく、新しい文化をうむ創造力をもつ人間が必要となる。この創造力は、望ましい民主主義的価値観と結合していなければならない。この重要な課題は、教育関係者や親たちが、何よりも教育そのものもつすじみち、すなわち教育の論理を重視することなしに、達成されることはできない。

教育の論理は、権力的支配の持続を本能とし、他を手段視する歪められた政治や経済の論理とはちがい、人間の成長の法則を含め、これまでの教育学を中心とする学問の研究成果によってみいだされてきた。教育の論理の光に照して、教育界や社会の現実をみると、その問題点はさらにあらわにされ、その改革の必要性が示されてくる。それとともに、情報化社会や公害問題を含め、動きつつある教育の現実の診断から、その解決策の新しい確立がみいだされてくる。

ところで以上の主張の中には、いくつかの鍵概念がある。まず、望ましいものが何かは、価値の選択を意味している。望んでいる価値と望ましい価値との関連はどうなるのか、いわゆる事実的・記述的価値と処方的・規範的価値との関連はどうか、当為としての価値と欲求としての価値との関連はどのように考えたらよいか等、難しい問題がでてくる。これは教育というダイナミズムの一つの重要な側面である。これまでの教育理論ではつぎのような考え方をしてきた。①アイデアリズムでは、超経験的な価値——それは、神、国家、絶対精神、法則等とよばれたが——を実現する場として現実がとらえられ、規範的価値→存在的価値の一方通行として強調された。この理論は今日でも存在している。②プログレッシズムでは、①の考え方たては、変化する社会に適応できないとして、事実的価値の強調、つまり人間の欲求から出発していくことによって、望ましい価値を新しく確立するという発想をとった。③行動科学では、規範的価値と事実的価値とを分離して考え、規範的価値の次元は哲学に委ね、事実的価値の究明に力を注いだ。これら3つの考え方たては、両方の価値の相互交流が欠除していることを批判してさらにつぎのような考え方たてが生れてきた。④P

・H・フェニックス（コロンビア大学教授）は、実存主義の立場から、当為的価値と欲求的価値との相互関連を、当為的価値を人間の現実とつきあわせて、翻訳することにより、究極的価値と周辺的価値とのハイアラーキーを考え、究極的価値への献身を主張した。望ましい価値に献身することによって、それが望むものとなる方向が追求された。⑤T・プラメルド（ボストン大学名誉教授）は、改造主義の立場から、欲求の多様性をみとめながら、社会的自己実現という概念に収斂させ、この欲求を洗練し、その射程をひろげていくことによって民主的世界文明の確立という望ましい価値・究極的価値を実現しようとした。私の見解では、④と⑤とを総合して、当為としての価値と存在としての価値との相互交流を重視することが必要であると考える。

つぎに教育的価値は、理念→理想→目的→目標へと具体化される段階的構造をもっており、生徒の抽象的思考力の程度に応じて、わかりやすく翻訳される必要がある。また教育的価値を実現するには、適切な教育内容・方法が採用される必要がある。しかも採用された教育内容・方法は、逆に目標なり目的なり、さらには理念をもコントロールしていくことになる。これを私は逆規制とよぶ。たとえば、戦前の全体主義教育の場合をみると、「忠君愛国」という理念的価値に導かれ、「忠良な臣民の形成」を目的とし、国家本位の教科カリキュラムと注入主義的方法を採用した。その結果はどうなったか。「忠君愛国」の実像は、偏狭な国粹主義となり、極端な軍国主義となったのである。

つぎに教育の論理とは何であろうか。教育の論理は必ずしも学界で一致した概念があるとはいえないものもあるが、私は、その重要なものとして次の5つを指摘したい。

①教育の機能には、文化維持的側面と文化革新的側面とがある。

②教育の理想は、社会の理想と一致し、国民的合意を基礎としなければならない。

③教育の過程は、価値→目的→内容→方法の規制と逆規制の動態として成立する。

④教育における価値の枠組は、人格の完成ないし社会的自己実現にあり、その場合の社会的展望は、人類へのひろがりをもたねばならない。

⑤教育行政においては、サポート、バット・ノーコントロールの原則が重視されねばならない。

以上の他、具体的教育の場面では、ピアジェやブルーナーらの主張する認知過程の法則が参考となろう。どういう教材に、どういう方法が有効か、さらに検討され発見されなければならない。本校の研究が、教育現場の問題を解決する道標となることを期待する。